

総 管 査 第 227 号
平成 26 年 6 月 27 日

各府省官房長等 あて

総務省行政管理局長

次期中期目標期間への積立金の繰越しについて

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

次期中期目標期間への積立金の繰越しについて

平成 26 年 6 月 27 日

総務省行政管理局

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を受けて、「次期中期目標期間への積立金の繰越しについて」を次のとおり定める。なお、会計基準や今後の運用の状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

標記については、各府省において財務省と協議するものであるが、一般的な考え方を参考に示せば、以下のとおりである。なお、個別の判断に当たっては、法人の業務の特性などを勘案することも必要である。

1 原則的な考え方

本来、積立金は原則国庫納付するものであるが、

- ① 経営努力が認定された目的積立金（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 44 条第 3 項）については、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合、
 - ② 競争的資金制度の円滑な運営のために、研究資金の繰越しを行う合理的な理由がある場合、
 - ③ 自己の責任でない事由により、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合、
 - ④ 中期目標期間の最終年度に、目的積立金に係る経営努力が認定される事由に相当する事由がある場合、
 - ⑤ 国庫納付する現金がなく、その点について合理的理由がある場合
- については、個別事情を勘案の上、合理的な範囲内で次期中期目標期間に繰り越すことができると考えられる。

2 次期中期目標期間に繰り越すことができる場合の主な例

一般的に、次のような場合には次期中期目標期間に繰り越すことができると考えられるが、個別の事情を考慮して更に検討する必要がある。

- ① 研究開発を行う独立行政法人において経営努力が認定された目的積立金について、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合であって、次期中期目標を達成するために、i) 研究開発のための施設・設備の整備や用地の取得を行う場合、ii) 実施すべき研究開発プロジェクトがある場合
- ② 競争的資金の配分を受けた研究開発を行う機関において、当初予想し得なかったやむを得ない事由に基づいてその研究計画に変更が生じ、当中期目標期間中の完了が困難になったために、競争的資金配分機関において次期中期目標期間への繰越しが必要になる場合
- ③ 資材調達業者の倒産や震災の影響、共同研究の相手先の研究遅延など自己の責任

でない事由により、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合

④ 中期目標期間の最終年度に、目的積立金に係る経営努力が認定される事由に相当する事由がある場合

⑤ 自己財源で償却資産を取得し、期末に残高が計上されている場合

⑥ 棚卸資産や前払費用、長期前払費用、前渡金等の経過勘定が計上されている場合

(注) ⑤、⑥のような場合は、積立金のうち簿価相当額の貨幣資産が償却資産として拘束されているためである。

なお、上記については、中期計画に照らし、業務上真に必要と認められる場合でなければならない。

3 ファイナンスリースに係る損益差額（運営費交付金を収益化して支払った場合）

実際に支払うリース料に応じて運営費交付金を収益化した結果、契約期間の途中においては損失が生じるものがある（リース契約期間終了時には損益はゼロとなるものである。）。その結果、中期目標期間の終了時にファイナンスリースに係る差損が生じた場合には、当該部分に関しては積立金が発生しないため、国庫納付は行われなかったこととなると考えられる。